

明石市いじめ防止基本方針 素案

明石市

令和〇年〇月

1 はじめに

明石市いじめ防止基本方針（以下「本基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、明石市におけるこどものいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。

すべてのこどもには、人として尊重され、愛情を受けて健やかに成長し、安心して暮らす権利があります。この権利を守るためには、こどもにとって安全で安心できる社会環境を整えることが必要です。これまでいじめは主に学校の課題とされてきましたが、こどもの世界は学校だけに限られません。保護者や市、関係機関、地域の方々が力を合わせ、社会全体でいじめの防止に取り組むことが必要です。

そのためには、大人がこどもの手本となり、いじめの問題に真剣に向き合う姿を示すことが大切です。こどもが困ったときには、周囲の大人に相談でき、支えられながら問題の解決へと導かれる環境こそが、こどもたちが安心して暮らせる社会の姿であり、次の世代にしっかりと引き継いでいくべきものと考えています。

本基本方針は、明石市のいじめ問題に対する市としての向き合い方について、決意を示すものです。本基本方針を市民、こどもたち、保護者、学校教職員やいじめ防止に関わるすべてのみなさんと共有し、未来においてもすべての人々にやさしい明石であるために、不断の努力を続けていきます。

2 いじめに対する明石市の考え方

(1) 社会全体でいじめの問題に取り組めます

明石市は「こどもを核としたまちづくり」の理念のもと、こども総合支援条例に基づき、こどもの貧困や虐待などさまざまな課題に対応しながら、社会全体でこどもの成長を支援しています。いじめについても、学校だけでなく保護者や地域と連携し、こどもが安心して暮らせるまちづくりに取り組んできました。

いじめはこどもの教育を受ける権利を侵害し、心身の成長に深刻な影響を与えます。明石市は一切のいじめを許さず、未然防止に努めます。また、いじめが起きたときは、被害児童生徒の傷ついた心のケアを最優先にして二次被害を防止するとともに、加害児童生徒への成長支援につながる丁寧な指導を行います。専門職を活用し、関係機関とも連携しながら、社会全体でいじめの問題に取り組めます。

(2) こどもの意見を聴きます

すべてのこどもは、その年齢及び発達に応じて、自分に直接関係する事柄について意見を表明する権利があります。明石市は、こどもの気持ちを丁寧に聴く環境を整え、いじめの未然防止や早期発見、対処にあたって児童生徒の意見表明の場を確保します。特にいじめを受けた児童生徒に対しては、その気持ちに寄り添うため、心情の理解と支援を大切にしていきます。

(案)



このイラストは生成AIで作成し加工しました

3 どんなことが「いじめ」になるのか

いじめとは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

[いじめ防止対策推進法第2条第1項]

たとえば

- ✧ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ✧ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ✧ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ✧ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ✧ 金品をたかられる
- ✧ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ✧ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ✧ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

参考：「いじめの防止等のための基本的な方針」

平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改訂平成29年3月14日） 文部科学大臣決定

「いじめ」の意味をそのまま読めば、たとえば、①好意からした行為が意図せずに相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、②不用意な言葉で相手を

傷つけたがすぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合なども、「いじめ」に該当します。このように、「いじめ」には、多くの人が「いじめ」と聞いて想像する傷害や恐喝のような悪質性の高いものだけでなく、①②のように従来いじめとされてこなかったようなものまで、多種多様な行為が含まれることとなります。

「いじめ」の範囲を広く捉えているのは、いわゆる軽微なものも含めて、早期に「いじめ」として捉え、早期に組織で適切に関わることで、状況がエスカレートして深刻な結果を招くのを防ぐためです。そこで、①②のような場合には、こどもへの対応においては「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、丁寧で柔軟な対応をすることも考える必要があります。

4 明石市のいじめ対策

明石市は、いじめ対策を、こどもを中心として、学校と保護者が力を合わせ、教育委員会と市による支えと、関係機関や地域の協力を得ながら推し進めていきます。

いじめへの対策として、何よりも重要なのは未然防止です。いじめは絶対にしてはいけないことという共通理解を広く浸透させるため、こどもへの人権教育、教職員への研修、市民への啓発活動に力を入れていきます。

いじめとまではいえない状況であっても、友人との関係やコミュニケーションの方法に悩むこどもはたくさんいます。こども同士のコミュニケーション上の小さなすれ違いは、少しずつ積み重なって、やがていじめに発展するリスクがあります。こどもにとって、大人に相談するということは時にハードルの高いものです。こどもの抱える課題を早期に把握し解消に導くために、こどもが小さな困りごとでも気軽に相談できる環境を整備していきます。そして、身近な大人（保護者や教職員）が相談しやすい相手であるために、保護者や教職員が心のゆとりをもてる社会環境を整えることも、市の役割であると考えています。

いじめが起きた場合、初動において適切な対処をすることが、重大化の防止につながります。いじめを解消して再発を防ぐためには、的確に状況把握をし、学校と保護者が協力して、学校と家庭の双方からこどもにアプローチすることが必要です。また、事情に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門職を活用し、保健所やこどもセンター等の市の関係部署、警察等の関係機関や医療機関等と連携協力することも重要です。教育委員会は、これらの取組みが円滑に進むように必要な支援を行います。併せて、いじめをされたこどもを守ることを最優先にしつつ、いじめをしたこどもが同じことを繰り返さないように毅然とした指導を行うとともに、成長を支援するという視点も持って、その背景にある生活環境などの状況にも目を向けながら、内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受けとめ、丁寧な対応をしていきます。

市は、上記取組みを効果的に進めるために、明石市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。市と関係機関が課題認識を共有し、構造的課題を解消していくことで、個々のケースにおける関係機関との連携協力を強固なものとしていきます。

5 それぞれの役割

(1) 市

- いじめを大人も含めた社会全体の課題と捉え、いじめの未然防止を主眼としていじめ対策に取り組みます。
- 地域社会においてきめ細やかな人権教育・啓発活動を実施し、社会全体の人権意識の向上を図ります。
- 児童福祉の観点から、児童生徒および保護者の生活上の課題を把握し、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、課題の解消に取り組みます。
- 複数ある相談窓口について、それぞれの特徴を踏まえた周知をし、児童生徒が気軽に相談できる環境づくりに努め、相談を受けた後のコーディネート体制を整備します。
- いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関との連携を強化して、社会総がかりのいじめ防止体制を築きます。
- こどもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

(2) 学校

- 学校は、いじめ防止の最前線として、保護者や地域、青少年育成センター等と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を行います。
- 学校いじめ防止基本方針の策定・改訂においては、児童生徒、保護者、地域の意見を取り入れ、学校運営協議会制度を活用し、地域全体でいじめの問題に取り組めます。
- 教職員は関連法令や関連指針等の理解を深め、児童生徒の小さな変化に気づき、相談しやすい環境づくりに努め、保護者との信頼関係を構築します。
- 自発的に相談するのが困難な児童生徒のSOSを早期に察知するため、いじめアンケートや面談などを定期的実施します。
- いじめが起きたときは、学校いじめ対策組織である「いじめ対策委員会」を中心に、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職と連携して、被害児童生徒の心のケアと加害児童生徒の成長支援につながる指導を行います。
- いじめ防止に関して、こどもたちが自分自身の問題としてとらえ、意見を表明できる機会を確保します。
- すべての児童生徒が、自他を大切にす気持ちや多様性を認め合う姿勢を身につけることができるように、あらゆる教育活動を通じて働きかけます。
- 一人ひとりが良さや可能性を發揮できるように、互いに認め合う集団づくりを進め、いじめを未然に防ぐ安全安心な土壌を整えます。

(3) 教育委員会

- 教育委員会は、指導主事のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門職を活用して、多角的な視点から事案を把握し、学校のいじめ対策を支援します。
- いじめ対策にかかる教職員の資質向上のため、教職員研修を行います。
- チェックリストや報告様式の活用および適時の見直しを行い、ケースの取りこぼしを防ぎます。
- ネットいじめに対する見守り活動を強化します。
- 多くの学校に共通する課題については、制度・運用の改善に取り組みます。
- こどもや保護者からの相談先について周知と充実を図ります。

(4) 保護者

- 保護者は、こどもがいじめをしないよう指導し、こどもの変化に気づいたときには、こどもの支援者として学校の教職員や専門職とも相談しながら、こどもの話を丁寧に聴き、こどもの健全な育成に責任をもって取り組みます。
- こどものインターネット利用状況を適切に把握し、安全対策（フィルタリング等）を講じます。
- こどもがいじめを受けたときは、学校の教職員や専門職と相談しながら、こどもを適切に保護します。
- こどもを支える中で保護者が疲弊したときは、ひとりで抱え込まず、保護者自身も支援を求めます。

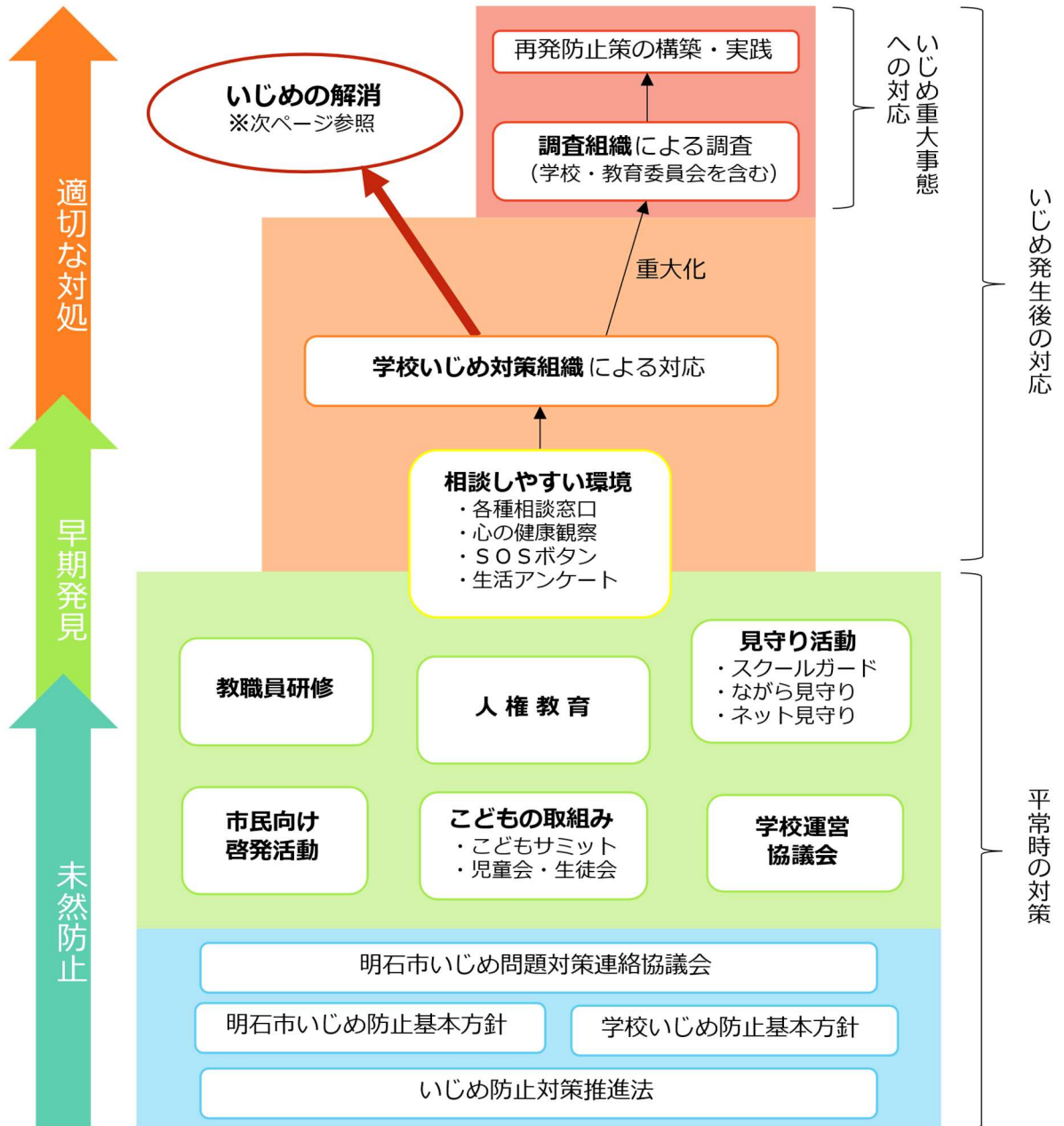
(5) 地域

- 地域の見守り活動や学校運営協議会を通じて学校と連携し、いじめの未然防止および早期発見に協力します。
- 登下校や放課後にいじめが疑われる状況があれば、児童生徒への声かけや学校等の関係機関に情報提供をします。

(6) 児童生徒

- いじめがどのようなものかを正しく理解します。
- 他者を尊重し、いじめや暴力を決して許しません。
- いじめに気づいたら、止めたり、家の人や学校の先生、市の相談窓口など周囲の大人に相談したりします。
- 自分自身が、困っている友人の信頼できる相談相手になります。
- みんなが安心して学校生活を送れるよう協力していきます。
- 便利なものを、人を困らせ、傷つける道具として使いません。
- ひとりひとりがいじめを自分自身の問題として真剣に考えていきます。

明石市のいじめ対策



※ いじめが“解消している”状態とは

いじめは、謝罪をすることで終わりというものではありません。少なくとも次の2つを満たす状態にすることが必要です。

- ・ いじめにかかる行為が止んでいること

いじめにかかる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要です。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安としますが、事案の内容によってはさらに長い期間とすることもあります。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、子どもたちの様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で行為が止んでいるかを判断します。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

- ・ いじめをされた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめにかかる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめをされた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要です。子ども本人及びその保護者に対し、子どもが心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめをされた子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任があります。学校いじめ対策組織では、いじめが解消に至るまで、いじめをされた子どもへの支援を計画的に実行します。

参考：「いじめの防止等のための基本的な方針」

平成25年10月11日 文部科学大臣決定（最終改訂平成29年3月14日）

6 重大事態への対応

次の①②のいずれかに該当する場合、教育委員会または学校が調査組織を設けて調査を行います。

- ① いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより相当の期間（目安は年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

疑いの段階から重大事態として対応します。いじめの重大化を防ぐためには、初動対応の適切かつ迅速な実施が重要であり、不適切な初動対応や対応の遅延は重大化の原因となります。市は、教職員や関係者への研修、市民への周知を通じ、市全体で平常時から重大化の防止に努めます。

重大事態が起きたとき、学校は教育委員会を通じて市長に報告します。

(案)

重大事態調査は、被害児童生徒への支援や加害児童生徒の指導、同種事態の再発防止策の構築を目的とし、責任追及や処罰を目的としません。

重大事態調査を行うにあたっては、被害児童生徒の心情に配慮し、文部科学省のガイドラインに基づいて進めます。教育委員会または学校が設置する組織が行いますが、調査組織の方式や調査委員の構成は、教育委員会が状況に応じて決定します。

調査結果は被害児童生徒・保護者及び加害児童生徒・保護者に説明し、市長にも報告します。再発防止策は確実に実行し、当該校はもとより、他校への周知・研修も行います。

市長は必要に応じて再調査を実施することができます。

7 評価検証・基本方針の見直し

市は、いじめ防止対策の実施状況と効果の評価・検証し、子どもや保護者、地域の方々の声を積極的に聴き、必要に応じて外部有識者や関係機関の助言を受けながら改善に取り組みます。

また、市は、児童生徒を取り巻く環境の変化や国・県の新たな施策等に合わせて、本基本方針を見直し、基本方針の改訂等の必要な措置を行います。